



2023年3月23日

各 位

会 社 名 日新電機株式会社
代表者名 代表取締役社長 松下 芳弘
(コード：6641、東証プライム)
問合せ先 常務執行役員経理部長 新田 和久
(TEL. 075-864-8315)

**支配株主である住友電気工業株式会社による当社株式に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ**

当社の支配株主（親会社）である住友電気工業株式会社は、当社の普通株式に対する公開買付けを2023年2月3日から2023年3月22日まで実施していましたが、その結果について、本日、同社より添付資料のとおり報告を受けましたので、お知らせいたします。

以上

(添付資料)

2023年3月23日付「日新電機株式会社株式（証券コード：6641）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」



2023年3月23日

各位

会社名 住友電気工業株式会社
代表者名 社長 井上 治
(コード番号 5802 東 名 福)
問合せ先 広報部長 堀葉 祐一郎
TEL : 06 (6220) 4119

日新電機株式会社株式(証券コード:6641)に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

住友電気工業株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、2023年2月2日開催の取締役会において、日新電機株式会社(証券コード:6641、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)プライム市場、以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)に基づく公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決議し、2023年2月3日より本公開買付けを実施していましたが、以下のとおり、本公開買付けが2023年3月22日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

住友電気工業株式会社
大阪市中央区北浜四丁目5番33号(住友ビル)

(2) 対象者の名称

日新電機株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
51,883,220株	16,258,425株	—株

(注1) 本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(16,258,425株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(16,258,425株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数である51,883,220株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が2023年1月31日に公表した「2023年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者第3四半期決算短信」といいます。)に記載された2022年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(107,832,445株)から、対象者第3四半期決算短信に記載された同

日現在の対象者が所有する自己株式数（958,050 株）及び 2023 年 2 月 2 日現在において公開買付者が所有する対象者株式数（54,991,175 株）を控除した株式数（51,883,220 株）です。

(注 3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）に従って対象者の株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注 4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

2023 年 2 月 3 日（金曜日）から 2023 年 3 月 22 日（水曜日）まで（32 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 1,700 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（16,258,425 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（44,836,371 株）が買付予定数の下限（16,258,425 株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、2023 年 3 月 23 日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	44,836,371 株	44,836,371 株
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—
株券等預託証券 ()	—	—
合 計	44,836,371 株	44,836,371 株
(潜在株券等の数の合計)	—	—

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	549,911 個	(買付け等前における株券等所有割合 51.45%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	998,275 個	(買付け等後における株券等所有割合 93.41%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	1,068,609 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において府令第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が 2023 年 2 月 7 日に提出した第 165 期第 3 四半期報告書に記載された 2022 年 9 月 30 日現在の総株主の議決権の数（1 単元の株式数を 100 株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第 3 四半期決算短信に記載された 2022 年 12 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数（107,832,445 株）から、対象者第 3 四半期決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（958,050 株）を控除した株式数（106,874,395 株）に係る議決権の数（1,068,743 個）を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号

② 決済の開始日

2023 年 3 月 29 日（水曜日）

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされた方（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。）の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は本公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等及び今後の見通しにつきましては、公開買付者が 2023 年 2 月 2 日に公表した「日新電機株式会社株式（証券コード：6641）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載し

た内容から変更はありません。

なお、本公開買付けの結果を受け、公開買付者は、対象者株式の全て（ただし、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを目的とした手続を実施することを予定しております。対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されておりますが、当該手続が実行された場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所において取引することはできません。今後の手続につきましては、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

住友電気工業株式会社

（大阪市中央区北浜四丁目5番33号（住友ビル））

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

以 上